

住民基本台帳ネットワーク システムでひらく IT社会



～行政の高度情報化推進の一翼を担うために～

平成14年8月5日から、改正住民基本台帳法が施行されます。

ネットワーク社会の急速な進展により、全国の市区町村の住民基本台帳と、都道府県や国の関係機関をデジタル回線で結び、住民サービスの向上と行政事務の効率化など、行政の高度情報化推進の一翼を担うために、「住民基本台帳ネットワークシステム」の整備をします。

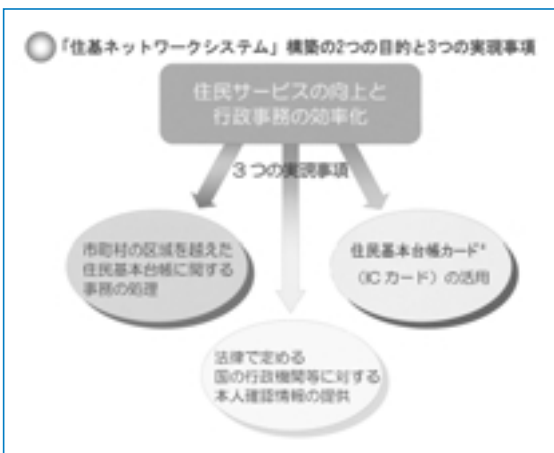


住民票コードが記載されます

住民基本台帳は、各市区町村で、住民登録をしている人の氏名・生年月日・性別・住所などの公証や、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となるものです。

今回、法律の改正により、8月5日（月）から、住民基本台帳に住民票コード（10桁＋1桁の個人番号）が記載されます。

このコードをもとに、市区町村の区域を越えた、住民基本台帳に関する事務処理や、国の行政機関などに対する本人確認情報（氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード）の提供を行うための体制が開始されます。



ちよつとおしえてっ？

住基ネットワーク システム

住民基本台帳ネットワークシステムとは？

住民基本台帳は、選挙人名簿の作成、国民健康保険や国民年金の被保険者としての資格の管理、児童手当の受給資格管理など、市区町村が行う各種行政サービスの基礎として、行政の合理化や、住民の利便の増進に役立っています。

今回の住民基本台帳法の改正により、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、市区町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や、国の機関等に対する、本人確認情報の提供を行うための仕組みを整備します。

デジタル・ネットワーク社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減・住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進が不可欠です。

住民基本台帳ネットワークシステムは、こうした要請に応えるための基礎となる、全国で本人確認を効率的に行うシステムです。



住民基本台帳ネットワークシステムの開始により 市民のみなさんに 大きなメリットがうまれます

平成14年8月5日から（第1次稼働）.....

● 全国共通の本人確認ができるようになります

住民基本台帳ネットワークシステムを運用するために、8月5日現在住民登録をしている市民のみなさんに、住民票コードの記載を行うことにより、次のような手続きが簡素化されます。



各種行政手続の住民票の写しの添付が、不要となります。



住民票コードの記載により、法律で限定された国、都道府県の行政事務などに、住民基本台帳ネットワークシステムから、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）、住民票コードとこれらの変更情報が提供されます。

それにより、各種資格の申請や資格試験などの行政手続の際に、住民票の写しをとったり、証明を受けに行く必要がなくなります。

また、写真付きの住民基本台帳カードは、身分証明として使用することも可能となります。



AQ 住民基本台帳カードは、高い安全確保機能を有するICカードとし、住民の申請により市町村が発行します。

住民基本台帳カードって何ですか？



そのため、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、制度面、技術面および運用面の3つの側面から、個人情報を保護するための万全の対策を行うこととしていきます。

AQ 個人情報の保護は万全なの？

住民基本台帳ネットワークシステムは、大切な個人情報を取り扱うことから、個人情報の保護を最も重要な課題としています。

平成15年8月予定（第2次稼働）



● 住民基本台帳カードを利用することで、各種サービスを受けることができます

住民基本台帳カード（ICカード）の交付が開始され、次のような手続きができるようになります。

全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられます。

住民票の写しをとるために、仕事を休まなくちゃならないわ



住基ネットで、どこでも住民票の写しがとれます！

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市町村でしか受けられません。

しかし、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、そのカードを提示することによって、住民登録をしている市区町村以外でも本人や世帯の住民票の交付を受けることができます。

住民基本台帳カードを持っている方は、転入転出時に窓口に行くのが一回ですみます。

他の市区町村に引っ越した場合でも、住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、「付記転出届（転出先の住所、転出者の氏名、異動日）」を、引っ越し前の住民登録をしている市区町村に郵送すれば、引っ越し前の住民登録をしている市区町村の窓口に出向いて「転出証明書」を受け取る必要がなく、引っ越した住所の市区町村窓口でカードを添えて転入届を提出するだけで転入手続きが行えます。

引っ越しの忙しい時に2回も役所に行くのは大変ね



住民基本台帳カードを持っている方は、窓口に行くのが転入時の一回ですみます！

これからも情報を

提供していきます

今月号は、住民基本台帳法の改正に伴う、手続きなどの概略を掲載しました。

平成15年8月の第2次稼働までの間、市民のみなさんに、広報などで、「住民基本台帳ネットワークシステム」の利便性などの情報を提供し、住民基本台帳ネットワークシステムについてご理解をいただけるように考えています。

次号は「8月末に発送予定の、住民票コードの通知や、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関する対策など」について掲載します。

また、総務省・指定情報処理機関（地方自治情報センター）の下記ホームページでも詳しく解説されていますので、ご覧ください。



区市課市民係 内線294